

奈良県告示第百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成三十年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
中西 隆之	なかにし鍼灸整骨院 磯城郡田原本町大字小阪九六 一七	平成三十年三月三十一日
洪 清平	王夢鍼灸院 生駒郡三郷町立野南二丁目一 一番八号	平成三十年四月十八日